

目指せ!海上保安官!!

海上交通センターのエンジニアを目指すなら 情報システム課程

情報システム課程

通信機器の整備・運用などに必要な知識・技能を習得するエンジニア養成課程です。



管制課程、情報システム課程のほか、海上保安学校には次の課程を設置しています。

- 船舶運航システム課程(船舶の運航者養成課程)
- 航空課程(パイロット養成課程)
- 海洋科学課程(海洋データ解析等のエキスパート養成課程)



海上保安庁
JAPAN COAST GUARD

海上保安庁

<http://www.kaiho.mlit.go.jp>



平成29年度 国家公務員 海上保安学校学生採用試験

新設

管制課程学生採用試験

第1次試験

- 試験日
平成29年 9月24日(日)
- 合格発表
平成29年10月11日(水)

第2次試験

- 試験日
平成29年10月17日(火)~
10月26日(木)の間で指定する1日
- 合格発表
平成29年11月21日(火)

受験申込受付期間

- インターネット
平成29年7月18日(火)~7月27日(木)
- 郵送又は持参
平成29年7月18日(火)~7月20日(木)



海上の管制官を大募集!

外国船舶とも英語で繋がるグローバルな職場です。目指せ 管制官!!

インターネット申込

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>



海上保安庁
JAPAN COAST GUARD

海上保安庁

<http://www.kaiho.mlit.go.jp>



人事院 採用試験NAVI

<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>



運用管制官とは

運用管制官は、海上交通センターで勤務し、船舶が安全に航行できるよう、レーダー等により航行船舶の動静を把握し、船舶の安全な航行に必要な情報の提供、大型船舶の航路入航間隔の調整、不適切な航行をする船舶や航路を塞いでしまう船舶への指導等を行うスペシャリストです。外国船舶と通信する際には、英語も使用します。



海上交通センターとは

海上交通センターは、船舶の動静を監視し、無線による情報提供や法令に基づいた航行管制を実施しており、全国の海上交通の要衝計7箇所を設置しています。

海上交通センターの主な業務

レーダー、AIS(船舶自動識別装置)、VHF無線電話などにより船舶の安全航行に必要な情報の収集と提供等を実施しています。

工事・作業等海域の情報
工事・作業海域を避けてください。

巨大船等の入航間隔の調整
この海域では航路が設定されています。

操業漁船の情報
前方の船影に接近しています。十分注意してください。

気象状況
航路の視界が不良なので、航路外に待機せよ。

大坂湾 海上交通センター
所在地-兵庫県淡路市

東京湾 海上交通センター
所在地-神奈川県横浜市中区

名古屋湾 海上交通センター
所在地-愛知県名古屋市

伊勢湾 海上交通センター
所在地-愛知県田原市

関門海峡 海上交通センター
所在地-福岡県北九州市

宗谷海峡 海上交通センター
所在地-北海道宗谷市

※東京湾海上交通センターについては、平成30年1月から、神奈川県横浜市中区に所在する横浜第二合同庁舎に移転することとなっています。

管制課程について

海上保安学校には5つの課程が設置されており、それぞれ異なる専門的な分野を学びます。管制課程の教育期間は2年間で、海上保安業務に必要な基礎的な学術・技能や運用管制官として必要な知識・技能・資格を習得します。

管制課程では、国内はもとより外国船舶との通信に必要な第三級海上無線通信士のほか、第二級陸上特殊無線技士、第一級小型船舶操縦士の資格を取得します。

カリキュラム	船舶運航システム課程(1年)			情報システム課程(2年)	管制課程(2年)	航空課程(1年)	海洋科学課程(1年)	
	航海コース	機関コース	主計コース					
全課程共通科目	基礎教養(法学概要、国際法、海上保安業務概要等)、英語、情報処理、小型船舶操縦、体育、基本動作、乗船実習、総合実習							
船舶運航システム課程、航空課程、情報システム課程、管制課程共通科目	刑法、刑事訴訟法、海上警察、海上環境、救難防炎、主計、訓練							
各課程専門科目	航海、運用、海軍法、海象・気象、通信運用、航行安全	機関、電気機器、海軍法、通信運用	主計(総務・経理、船舶衛生)、調理、通信運用	物理、数学、通信実技、情報通信、航行安全、基礎電子工学、システム機器・管理、航行援助	英語II、通航管理ほか	数学、物理、海象・気象、航空通信運用、海上航空業務、船舶概論	数学、基礎科学、海上安全業務、海象・気象、天文、海洋情報管理、測量、図説・編集、通信運用	
取得できる資格	五級海技士(航海) 筆記試験免除	五級海技士(機関) 筆記試験免除	船舶科理士 衛生管理士(船員法による)	第三級海上無線通信士 航空無線通信士 第二級陸上特殊無線技士 第二級陸上無線技術士	第三級海上無線通信士 第二級陸上特殊無線技士	航空無線通信士	水路測量士級	
	○第一級小型船舶操縦士、○第一級海上特殊無線技士、○第二級陸上特殊無線技士							
	※「四級海技士(航海)」「四級海技士(機関)」などさらに上位の資格も受検できます。							
	取得資格 ○卒業により取得 ○在学中の受験により取得 ○卒業後一定の条件を満たすことにより取得							
卒業後の進路	管内転勤			全国転勤		全国転勤		
	巡視船艇 等 (原簿官業務 等)	海上保安部 等 (海上交通業務 等)		海上交通センター 巡視船艇・陸上部置	航空研修(パイロット養成)	航空基地 (整備官業務 等)	本庁・管区本部 (本庁・管区本部)	
	※卒業後、「潜水士」「特殊気象隊員」「国際取締官」といったスペシャリストとして活躍する道もあります。							
	幹部登用への道 一定期間現場で仕事をした後、選抜された職員については、海上保安大学校の特科に進み、幹部職員となる道もあります。							

管制課程を卒業したら

卒業後は、全国の海上交通センターに配置され、運用管制官として管制業務に従事しながら、国際標準に基づく運用管制官の資格取得に向けた研修を受講します。

資格取得後は、運用管制官としてキャリアアップしていき、上級の資格を取得したり、本人の希望や適性等により、海上保安部等の陸上勤務や巡視船艇での船艇勤務もあります。



運用管制官の資格を取得すると一人前の運用管制官として、き譽が与えられます。